# 全溶連保安委員会資料(2025年10月31日)

## 会議の主な討議・決議事項と報告予定

### ■ 事故事例冊子の発行について

現在仮発行している「高圧ガス事故事例冊子(2月版)」を改訂する議案です。

## 事例の追加、差し替え 検討 (B)

江戸川埋設アセチレンガス爆発事故など、2025 年中に発生した新しい事故を追加するか、または古い事例を 差し替えるかなどを検討します。

### フォーマット統一化 検討 (C)

掲載内容の全ての事例を同じ形式(タイトル・発生日時・被害・原因・教訓など)で統一する案も併せて提示します。本会議で検討するか、宿題にするか決議します。

## Ⅱ 周知文書(例年発行物)の更新について

毎年作成している「周知文書」の次年度版の表紙と内容を検討します。

## 周知文書改版スケジュール承認 (A)

まずは提案する今後の検討スケジュールについてご了解をいただきます。 そして今年は、江戸川区で発生したアセチレンガス容器爆発事故を取り上げるかが焦点となります。

## 次期周知文書表紙·内容検討(A)

次期周知文書表紙・内容について討議します。この事故を表紙テーマに据える場合、「長期放置」「埋設」「廃棄の基準」などのうち、何を訴える内容にするかを議論します。 あるいは、昨年の表紙のまま(2024 移動基準の例示基準 改正内容)という選択肢も可能です。 その場合のオプションとして初期版から改版した 全容 連保安 ファイルも添付してお知らせするという方法も考えられます。

#### 資料

- 改定案(資料)保安ファイル埋設容器爆発事故 (会議は持ち込み)

## Ⅲ. 販売店教育(販売主任者教育)の内容と方法について

「高圧ガス販売店はどのようにあるべきか」という提案をもとに、動画教材や冊子資料をどのように使って 教育に活かすかを検討します。

#### 動画から資料に変えて内容検討(A)

現在、経済委員会が改版しようとしている(作業は主に保安委員会)「高圧ガス販売時マニュアル(改)」の元になる動画「販売事業所としてやるべきこと」が長くて視聴しづらい問題があり、資料紙面をもとに、 追加改版する案を提起しました。

### 資料

- 販売主任者の仕事ざっと一覧(元になる情報)
- 高圧ガス販売店はどのようにあるべきか(動画)
- 高圧ガス販売店はどのようにあるべきか(資料)
- 「高圧ガス with 保安 | を売る店になろう!
- 法規制の読み方、捉え方、守り方

### 加筆の方向性案

- 法一規則/基準等の根拠条文明記 周知させるべき高圧ガスは「燃料用の液化石油ガス」
- 決まりになった時期/改正時期 大正 12 年 10 月 1 日 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令 取引簿に「容器記号番号、充填量、充填場、売渡日、帰着日」を記録。 昭和 43 年 12 月一般則 「ガスが充てんされた状態で容器を廃棄しない」基準
- 遵法の具体的状態 一般則第 38 条の「周知」は、次条第 2 項に掲げる事項を記した書面を 直接消費者に手 交すること。 (一般則逐条解説)
- 緊急時販売店内対応マニュアル 「運搬中のガスを一般道でまきちらした」客から連絡などの一次対応

## IV. 保安情報・法改正関連の共有について (C)

## 法省令改正情報、規制変遷情報の開示

高圧ガス保安法などの改正内容や規制変遷を、販売店にどう伝えるかを検討します。 特に、過去から現在までの法令改正の履歴を見やすく整理した資料を、どのように配布・公開すれば実務に役立つかを考えます。

/ 2025 法省令改正の正誤表

(※報告予定:「2025 年法令改正によるテキスト正誤表」の発行)

## 法省令改正比較・差分検出プログラム

高圧ガス販売店の規制履歴

e-Gov のページで検索できる法令や省令の改正差分を検出し、一覧できるプログラムを作成しました。 今後 は本テキストだけでなく、各種保安資料の改版に役立てられるものと思います。「テキスト正誤表」も、このプログラムを利用して作成しました。改正のたびに、会員に詳細の改訂をお知らせすることも可能です (基本通達や例示基準の改版には対応できません)。

例:高圧ガス保安法 2024 – 2025 比較結果 / 例:一般高圧ガス保安規則 2024 – 2025 比較結果 較結果

#### V. 保安講習会テキストの改訂と更新手順について

## 消費者保安講習会テキスト更新スケジュール 確認

消費者向けの保安講習会テキストを定期的に改訂、更新するスケジュールを提案します。一応確認してください。 今年度は改正労働安全衛生法対応などで発行が遅れましたが、 今後はスケジュールを明確化し、各県で同一タイミングで更新できる体制を作りたいと考えています。

(※報告予定:新テキスト発行報告)

#### 資料加筆の方向性案

消費者保安講習会テキストと高圧ガスの保安心得(改)の今後の改訂方向性を検討します。

- 法一規則/基本通達一例示基準/逐条解説? 例示 79 逆火防止器義務 一般則 60 条 13 号 保安法 24 条の 5
  - なぜ決まってるかの根拠?例:バルブは静かに:断熱圧縮が起こるから
  - 遵法の具体化状態? 例:バルブは静かに:高圧側の針上昇が目で追える速度
  - ガス別の特性注意事項? 例:炭酸ガス-窒息/炭酸中毒、比重大→低位置滞留

## 資料

動画:高圧ガス保安法省令の構成・3つの側面

## VI. 保安講習会の活性化について

#### 消費者保安講習会の捉え方

販売店の消費者保安は保安法以降義務になった。それまでは(消費先に事故を起こさせない)責任だった。 建前として

我々にとって消費者保安講習会は、日頃高圧ガスの安全な利用についてしっかり説明しきれていない消費者 に対して、高圧ガスの危険性を認知させ、事故や被害を減らすための自己責任的活動である

受講者にとって、法的な義務のない本講習は、初心者には高圧ガスの危険性を認知し、法規制の存在と決め事の内容を確認し、どのようにすれば、より安全に高圧ガスを利用できるかという努力の方法を学び、熟練者(定期的参加者)には、その機会にあるいは最新情報も取得し、忘れかけていた知識の掘り起こしも行いますが、本来であれば、安全に利用するはずの理想的取り扱い(遵法状態)と現場の乖離を再確認し、あるべき形に修正する、または年に一度、設備の自主検査同様に各自の意識をチェック(点検)する機会としたい。

講習会を「毎年同じ内容を聞く場」から「意識の点検をする場」に変えるための取組です。 経済委員会では 心理的要因に焦点を当てた新しい考え方(保安乖離 = Safety Drift)を導入しています。 保安委員会としては、 技術的な面から講習会を支える方向を目指します。

動画素材の充実や、「保安気づきのネタ集」から新たなテーマを選んで映像化するなどの方法を検討したいです。

→ 討議・決議: 技術面からの講習支援策(動画制作・テーマ選定)の方向性。

#### VII. 容器回収および保安指針の整理

この項目は報告中心です。 全国の容器管理指針の比較調査の進捗(協力:JIMGA)と、中央容器管理委員会が作成した旧マニュアル「放置容器処理大要」が共有されます。

→ 報告のみ: 調査進捗および今後のマニュアル作成方針。

#### VⅢ 関係団体との連携・意見提出

11月に開催される「高圧ガス保安連絡会議」に向け、他団体(JIMGA・KHK など)への意見・要望を整理します(あれば)。 特に「40℃規制の見直し」など、業界からの提案事項の経過報告があります。

○「40 度規制の検討」はじめ、全溶連会員に役立つ要望の解決::40 度規制は経産省が KHK に委託済

#### 参考・その他

○英文周知文書の補完的活用と効果的周知法の検討::ホームページ化提案

A3 取引基本契約書(2025 版+SDGs) の経済委員会検討報告

盗難・災害対策の取組(各地方協会連携)

A3 取引基本契約書(案) 2025